

令和4年第2回(6月)

# 篠栗町議会定例会

6月8日(一般質問)

令和4年 第2回 定例会 会議録

日時 令和4年6月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	栗 原 俊 孝	ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	水 江 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は8名でございます。

質問時間は、申合せにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの発信を行っていますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは順次、質問を許可します。

質問順位1番、藤木高裕議員。

通告数は1問です。

○議員（藤木 高裕） 皆様、おはようございます。

議席番号2番、藤木高裕でございます。

篠栗町の人口は、令和4年4月末3万1,105人、5年前の平成30年4月末は3万1,514人と、400人ほど減少しております。

国の研究機関の仮定に基づくと、篠栗町の人口は2060年には2万5,343人となる試算があります。

コロナ禍の影響もあり、現状では試算以上に進む恐れもあります。

町としては、2060年に2万9,000人を目指すと目標を掲げており是が非でも達成していただきたいと願っております。

前回の私の一般質問では、大きな絵を描いての開発をというテーマで、都市計画の見直し時期に、農振農用地除外を前向きに検討していただきたいと提案しました。

今回は小さな取り組みではありますが、確実な一歩につながると考えて提案したいと思います。

最近の話ではないので執行部の方はご存じかもしれませんが、大野城市平野台区で「高齢者のイス」というプレートを設置し、休息場所や高齢者のひきこもりを防ごうという取り組みがなされておりました。

先日話を伺ったときの話を紹介いたします。

高齢者の休息場所として、民家の方に頼んで、プレートの設置許可をもらっています。平野台地区は坂道が多く、高齢者の方が買物をして坂道を登ってくると、非常に大変な地域であります。高齢者の方が壁によりかかって休憩している姿を見て、休息場所をつくろうと思い立ちました。そもそもは、地域にベンチを置こうと計画しておりましたが、幅員の関係で設置できる場所が一つもありませんでした。そうして、試行錯誤して始まったのが「高齢者のイス」であります、と平野台区長に丁寧に説明していただきました。

篠栗町も坂道が多く買物に歩いて行かれる方も多いです。また、コロナ禍で引きこもりがちの方も多く、町の中にちょっとした休憩場所があれば、出歩きやすいと思います。しかも、プレートの設置のみで非常に安価に出来ます。さらにPRの一環として、高齢者にやさしい町づくりをうたうことも出来ます。

前向きに検討していただきたいと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

「人口減少社会を見据え、小さな取り組みとして『高齢者のイス』を提案する」という、質問についてお答えいたします。

ただいまは、高齢者への思いを込めた良い提案をいただきましてありがとうございます。

昨年11月に刊行され、多くの市町村長の間で話題の小説がございます。

元内閣官房地方創生総括官の山崎史郎という方が書かれた「人口戦略法案～人口減少を止める方策はあるのか～」という本でございます。

表紙の裏に「この物語はフィクションである、登場人物は著者による創作でモデルは存在しない。しかし、登場人物が語り、取り組む人口減少問題の内容は、全て公開資料に基づく事実である」と書かれて、著者のあと書きの最後に「さて、この先、日本は、この人口減少問題にどう対応していくのか。それは、実際のところ筆者もわかりません。今はっきりしているのは、私たちがここで行動を起こさなければ、この国は人口減少という巨大な渦の中に沈み続けていくということ。そして、

この問題は一部の官僚や、政治家の発想や行動だけでは到底打開し得ないということです。つまり、解答は、読者すなわち国民の皆様のこれからの判断と行動によって決まっていくこととなります。そうした点において、本書が、皆様が人口減少問題を考えていく上での一助となれば望外の喜びとするところです。」と結んでいます。

私も、大変興味深く読み進めているところでございます。

篠栗町におきましても国が求める2060年において人口1億人を切らない将来国家づくりのための人口政策であります「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践を進めているところでございます。

議員からのご提案につきましては、まちづくり課長から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） まず、人口目標について、でございますが、本町が直面する人口減少に対応するため、篠栗町人口ビジョンにて、目標の2060年に2万9,000人を目指し、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略にて戦略を提示し実行中でございます。

基本目標は

- 1つ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- 2つ、活力ある地域社会をつくる。
- 3つ、安定した雇用を創出する。
- 4つ、まちに人を呼び込む。

この4点を軸とし、町民や民間企業・各種団体等・行政が協力し合い、様々な計画や事業に取り組んでおります。

2060年に2万9,000人の目標達成のため、議員の皆様とともに私たちもさらに知恵を絞り鋭意努力してまいります。

「高齢者のイス」の提案についてでございますが「高齢者のイス」は、大野城市平野台区、約3,000人の行政区独自の取り組みで、住宅の花壇や外壁のでっぱり・段差などに表示板を取付け休憩場所とされているものでございます。

本町は7割が山林であり、議員が言われるように坂道も多数存在する町でございます。またこのような取り組みは、地域住民同士の協力やつながりが必要不可欠であり、そのような観点からの提案と認識しております。

今後、地域担当職員や自治体の取り組みなど情報収集し、協働のまちづくりの観

点からも、どのような施策や対応が可能であるかなども踏まえ、篠栗町においても実現を目指して取り組みたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

再質問があったらどうぞ。

○議員（藤木 高裕） 答弁ありがとうございました。

ぜひとも2万9,000人を目指していただきたいと思います。大きな開発も必要でありますし、この小さな取り組みも必要であると思います。

ここで提案させていただき、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 質問順位2番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

教育長に1問質問させていただきます。

教育長の教育方針を伺いたい。

ゆとり教育による日本の生徒児童の学力低下が問題となり、文部科学省も脱ゆとり教育にかじを切り、レベルの回復を図っておりますが、読解力の低さが特に目立ち、世界ランキングでは、統計をとった40か国中12位と、以前のトップクラスには程遠く、国内においても47都道府県中で、福岡県は小学生14位、中学生15位とのデータがあります。

そのような中、コロナウイルスの蔓延により、授業のオンライン化や、もろもろの活動制限など、一層教育環境が厳しいものとなっておりますが、現在の町内の2中学校3小学校の現場の状況や学力テストの結果などを教えてください。

このたび、町の将来の人材育成の責任者である教育長に就任され、ご活躍を期待しておりますが、町民の皆様にご理解いただけるように、どのような目標を掲げ、どういった施策で実現していくのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

また、以前は、学校間や地域間の順位を出すのはよろしくないとのことですが、私は、はっきり数値化して競い合い、教育水準を上げるべきと思いますがその点もお伺いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。

ただいまは教育長の教育方針についてご質問をいただきありがとうございます。

それでは、項目ごとに答弁をいたします。

1つ目のご質問は、「コロナウイルスの蔓延により、授業のオンライン化や、も

ろもろの活動制限など、一層教育環境が厳しいものとなっておりますが、現在の町内の2中学校3小学校の現場の状況や、学力テストの結果などを教えてください」とのご質問でございます。2中学校3小学校の現場の状況ですが、1人1台端末を用いて令和の日本型学校教育が目指している個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた教育活動が進んでおります。端末購入から1年が経過し、教員が授業で活用するスキルも徐々に向上しております。児童・生徒たちも、私たちの予想以上に端末を使いこなしております。今後はさらに授業の質を上げるために、教員研修を充実させていく予定でございます。

次に、学力テストの結果については、小中学校の国語と算数（数学）の結果を申し上げます。学校間で多少の差はありますが、令和3年度の全国学力学習状況調査において、県平均、全国平均と同等またはそれをほとんど上回っております。

福岡県学力調査においても、県平均を上回っております。

今年1月に行われた標準学力調査では、小学校1年生から6年生まで全ての学年で全国平均を上回りました。

2つ目のご質問は、「教育長としてどのような目標を掲げ、こういった施策で実現していくか」のご質問にお答えします。先日の開会日の挨拶で申し上げましたとおり、その基盤は令和3年6月に制定されました「町民の命を守るささぐりづくり条例」です。

私の目標は三つあります。

一つ目の目標は、子どもたちの学びが保障される保育や授業づくりです。そのためには、現行の学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」を学習活動で充実させることです。特に、保育や授業において対話活動を重視することで、今最も必要とされている、粘り強く取り組む力や、コミュニケーション能力といった非認知能力の育成が可能であると考えております。本町の「志（こころざし）教育」における幼小中一貫教育の中で、対話活動の充実を教員研修を通して実現することです。

二つ目の目標は、地域コミュニティの活性化に向けた仕組みづくりです。

そのために、3つの施策を行います。

1つ目の施策は、「町民の命を守るささぐりづくり条例」の趣旨を生かし、篠栗の子どもを地域で育てることへの理解と協力を多くの機会と呼びかけ情宣いたします。

2つ目の施策は、地域と学校を結びつけるために、地域学校協働本部、学校運営

協議会、青少年健全育成推進協議会及び校區別地域づくり協議会と学校とを地域学校協働活動推進議員を通して連携させるつもりでございます。3つ目の施策は、地域から学校への支援、学校から地域への貢献活動を活性化することで、学校の教育が充実するとともに、地域が子育てを通して活性化されるウイン・ウインの関係を構築することです。

三つ目の目標は、乳幼児からの子育てに教育的支援を加えることです。そのために、三つの施策を行います。

一つ目の施策は、篠栗町立幼稚園に幼児教育推進担当を任命します。

二つ目の施策は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されています「幼児期の終わりまでに育ててほしい10の姿」の実現に向け、情報交換を、町内の幼稚園・保育施設で行います。

三つ目の施策は、子育てサロンや乳幼児健診の折に、就学につながる教育支援を行います。

以上の施策を中心に、篠栗町の教育行政を推進してまいります。

3つ目のご質問は、「学校間や地域間の順位をはっきり数値化して競い合い教育水準を上げるべきでは」とのご質問でございます。数値化された結果としては平成19年度から文部科学省が実施しております全国学力学習状況調査を指していると思われまます。私は、次の3つの理由で学校間や地域間の順位を出すことは好ましくないと考えております。

1つ目の理由は、この調査は、義務教育機会均等と、学習の状況を把握・分析し、教育施策や個別学習指導の成果と課題を検証し、その改善を行うことを目的としたものであり、学校間や地域間を競い合わせることを目的に実施されているものではないこと。

2つ目の理由は、この数値は教育基本法第5条第2項及び学校教育法第21条第2項に示されている学力の全てを表していないことです。

3つ目の理由は、児童生徒や地域、保護者が、学力の一部を表現した数値だけで、子どもの全ての学力を表現したものと思ひ込み、評価することで、児童生徒が持つ資質・能力の育成を妨げたり、人権を侵害する行為につながったりするなどの問題が心配されるからです。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

（荒牧議員、一般質問終了）



○議長（阿部 寛治） 続きまして、3番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号8番、村瀬敬太郎でございます。

一昨日の全員協議会で説明いただきまして、かなりの部分、説明を受けておりますけれども、重複する部分があるかと思いますがよろしくお願ひいたします。

地球温暖化が世界的な環境問題として取上げられ、特に二酸化炭素は温室効果が大きいとして、排出をめぐる問題は一般にも広く理解をされておるところでございます。

三浦町長におかれましては、昨年9月にゼロカーボンシティ宣言をなされ、本年第1回定例会の所信表明で、今後、脱炭素先行地域を目指すとされました。

ゼロカーボン、カーボンニュートラルと聞けば、個別に取り組む内容としては、ある程度の想像はつきますが、ゼロカーボンシティの取り組みは広範に及ぶことから、町がゼロカーボンシティを宣言することによって、また取り組みをすることによって、町民にどのようなメリットが得られるのか若干わかりにくく感じます。

そこで、脱炭素で得られる住民のメリットをテーマに質問をいたします。

1、ゼロカーボンシティの概要はどのようなものか。

2、町が脱炭素に取り組むことで住民生活に与える影響はあるのか。

3、脱炭素先行地域の募集は2025年度まで、年2回のペースで行われますが排出実質ゼロのタイミングは2030年に固定されております。早い応募のほうが時間的に有利と思いますが、いつ頃を目指されているのか。

4、脱炭素先行地域の選定要件や評価項目も公表されており、再生可能エネルギーの施設、もしくは機器等の設置が必要となりますがどのようなものをお考えなのか。

5、既に26か所の先行地域が選定済みであります。7割に当たる18か所が、電力関連企業や研究機関・コンサルタントとの共同提案となっております。産・学・官連携の可能性はあるのか。

6、ゼロカーボンシティの取組みによって町民が享受するメリットとは何か。

7、副次的効果として旧焼却場の撤去、または再利用等の検討は出来ないか。

以上7項目お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは「脱炭素で得られる住民のメリットは」という、私にとりましても大変ホットな話題についてのご質問をいただいてありがとうございます。

ます。

私は、令和3年9月議会において、ゼロカーボンシティ篠栗宣言をいたしました。これは、本町が脱炭素を中心としたまちづくりに取り組んでいくということを示したものであり、ソフト事業やハード事業との連携により、脱炭素のまちづくりを目指すということでもあります。現在、脱炭素ロードマップの策定途中ではありますが、環境省九州地方環境事務所との協議において、脱炭素化いわゆるカーボンニュートラルを行うのみならず、防災、都市計画、交通経済及び福祉等の本町が抱える課題も解決しなければならないということで確認をとっているところでございます。

ご質問における各項目の答弁についてはまず都市整備課長からお答えいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、まず、1の「概要はどのようなものか」についてお答えいたします。

議会初日に、担当から説明を行いましたとおり、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目標とすると同時に地域の課題を解決していこうと考えております。

まずは、防災、都市計画、公共交通及び高齢化社会を、次に地域経済の活性化・町内雇用の安定及び町民の所得上昇等を取り入れた脱炭素先行地域の提案を環境省に行おうと考えております。

現在、ロードマップ策定に向け調査等を実施しておりますので、内容がまとまり次第ご説明をする機会をいただきたいと思いますと考えております。

次に、2の「住民生活に与える影響の有無は」についてお答えいたします。

脱炭素を進めるに当たって、日常生活の中で、住民一人一人が利用するエネルギーに対し、例えば使用する電気を削減するため、省エネ製品の購入や必要のない電気製品のこまめなスイッチの入り切りの促進、またごみの排出量の削減や、資源リサイクルへの協力等、これまで以上に細やかな取り組みをお願いすることになると考えております。

3の「脱炭素先行地域の募集」について、現在、脱炭素ロードマップの策定に向けての業務を遂行しているところでございますが、現時点では2023年度（令和5年度）の募集に向けて環境省に提案しようと考えております。提案書の提出前後で、九州地方環境事務所との協議が入りますので、令和5年度中の提案予定でご理解をいただきたいと思います。また、2030年度までのCO2排出量の実質ゼロ

については、実績値を集計または推計するものでありますが、町内全域を先行地域として行うものではなく、ゾーニングをもとに一部地域を決定し、家庭や事業所等のCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現したいと考えております。

4の「再生可能エネルギー施設もしくは機器等の設置が必須となるがどのようなものを考えているか」について、環境省再生可能エネルギー情報提供システム「リーポス（REPOS）」によりますと、潜在的な再生可能エネルギーとして、太陽光発電・風力発電・中小水力発電が示されております。また、町土の約7割が森林でありますことからバイオマス発電も有効であると考えております。事業の費用対効果、設置箇所の景観等を見据え、どの再生可能エネルギー施設を選択するかを考えていきたいと思っております。

5の「産・学・官連携の可能性はあるか」について、現在業務を進めておりますロードマップ策定に至るまで、北九州大学の都市エネルギーマネジメント研究センター長であります松本亨博士に学識経験者として入っていただいております。また、町内事業者とも、担当者レベルにおいて意見交換会を実施しております。今後、本町が中心となり連携していきたいと考えております。共同提案につきましては、本町の状況等を見据えた上で判断していきたいと考えております。

次に、6の「町民が享受するメリットは何か」についてですが、環境省の取り組みの中に「ZEH（ゼッチ）化」と「PPA」というものがございます。住宅は、断熱や省電力製品を取り入れ省エネを図るとともに、PPAにおいて屋根貸し等によります太陽光パネルの設置で蓄電をしまして、余剰電力を地域電力会社が、FIT制度これは固定価格買取制度を利用して買取り、電力会社の化石燃料に頼らない電力の仕組みを考えております。最近の国際情勢等で、電気料金が高騰しておりますが、これらの取り組みにより、電気料金の低減化が図られ家計の負担が軽減されることを目論見ます。

7の「副次的な効果として旧焼却場の撤去または再利用の等の検討は出来ないか」についてお答えいたします。本町の環境問題に関する最重要課題と考えております。ご存じのとおりダイオキシンが潜伏している状態となっておりますことから、この旧施設の撤去費用に約2億円かかる見通しとなっております。町といたしましては将来民間事業として旧ごみ処理場を解体し、跡地に5MW（メガワット）程度の本質バイオマス発電所を設置できればと考えております。

最後に、現在ロードマップ策定に向けての調査段階でありますことから、抽象的な答弁となりますことをご理解いただき、今後も各段階において、こまめな議会報

告及び説明を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬議員、再質問がございましたらどうぞ。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 昨日全員協議会で説明をいただいて、ほぼそれと同様のお答えであったかなと思いますが、4のところではゾーンングを行って地域を決めてまいりたいというようなお話であったかと思いますが、この間の説明のときに感じましたのが、若干コンパクトシティ化というものも意識をされていらっしゃるのかなというような気がいたしました。

現実にコンパクトシティというものも絡めて、先行地域に選定されている例もあるわけですが、名古屋市とか、それから淡路市ですか、そういうところもでございます。篠栗の場合そうであるとすれば、山間地また遠隔地、城戸・山手・山王・萩尾、それから若杉、ことによれば和田あたりも入るのかもしれませんが、そういうところとの交通インフラの充実も必須ではなかろうかなと思います。その辺りの利便性の向上もご期待申し上げたいと思うところでございます。

また旧焼却場の件でございますが、この脱炭素に向けた大きな事業というのは、環境事業であるわけでございますので、環境事務所等にご相談いただくなど、また協議をいただく努力をしていただいて、また検討の余地はあろうかと思いますが、その辺りはいかがお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長から。

○町長（三浦 正） 今、都市整備課長からもいろいろご説明申し上げましたが、ご質問のあった7つの項目を、全て、町が町の予算でやるという計画ではございません。これは、あくまでも環境省の大きな指針に基づくものでございますが、できるだけ地域再生エネルギー会社をSPCという形で「特別目的会社」をつくりなさい、それに対して町も幾ばくか出資し、あるいは地域の事業者から出資を募って、それでもって地域の再生エネルギーのための事業者を立ち上げなさい、と、そういうことで私どもも、もう既に私なりに地元の企業あるいは大手の企業・金融機関等に、こういうビジョンで将来やりたい、ということで、そのときには出資を、というお話もし始めているところでございます。具体的に、企業をどういうふうな形で設立し、代表をどういう形でしていくかということについては、町からも出資しなければいけませんので、その際には議会にまずご提案申し上げて、こういう地域目的会社を「特別目的会社」をつくるので、それについての出資の提案をさせてい

ただきたいと思っております。

そういう S P C が出来たところで、個々の資金それから環境省の資金あるいはこの S P C が長期的に調達する資金に基づいて、地域電力会社をつくってそれでもって地域の中で経済を循環していくということでございます。

現在、46億円の年間電力料を、篠栗町全体で払っておりますが、その中の半分でも20億円でも地域の S P C がつくるところの再生エネルギーに基づく電力によって、経済循環に貢献できるようになれば20億円が域外に出ずに町内、あるいは町内出資された企業の中で循環するという壮大な計画になっているわけでございます。

あわせて、7番目で申し上げました木質バイオマス発電についても S P C が主体となって取り組もうということでございます。

まずは、23年度にそういう全体ビジョンをつくり上げて、環境省に先進地域としてこういう取り組みをしていきたいということの募集ができるように、まずゾーニングが終わった後、こんな事業はどうかということの詳細に研究し、そして取り組みを進めていきたいと思っております。

その中で、先ほどお話がありました国土交通省が以前から提案しておりますコンパクトシティ化という意味でも、例えば先般の全員協議会の際の説明にもありましたように、町の中のオアシスバス、これを電気バスにして車数を増やして、そして町内の高齢者の人たちが行き来しやすいような形にしていくとか、あるいは町内のしかるべきところに、山間地域に住まれる方々に便利なところに移り住んでいただき、逆に若手の人たちが山間地域の空き家に住んでもらうというような仕掛けというのが国交省が目指すところでございますが、そういうことについても広く考え検討していきたいと思っております。今からしっかりと考えていって皆様方に逐次ご相談申し上げたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 終わりますか。

○議員（村瀬 敬太郎） はい。

○議長（阿部 寛治） 質問順位4番、田辺弘之議員。

質問者はマスクを取ってもいいですよ、ちょっと聞こえにくい、こもってね。

ごめんなさい。

○議員（田辺 弘之） では、とらせてもらいます。

議席番号6番、公明党の田辺でございます。

今回は、「教材の持ち帰りについて」ということについて、質問させていただき

ます。

公明党は、ロシアによるウクライナ侵攻によって引き起こされた原油高騰や物価高に対して、国民生活総点検・緊急対策本部を4月にもうけ、その影響の生の声を聞くために4月5月で全国3,000人の地方議員がアンケートをとってまいりました。この結果が、今回の2.7兆円の補正予算にも結び付いたわけですが、その際、小学校低学年の保護者から、ガソリンや食品の値上げも大変だが、登下校の子どもの持ち物が重くどうにかならないか、とご意見が多く寄せられました。

4年前にも私は「登下校の持ち物について」質問を行いました。これはランドセルが重たいのとの声が多くあり、これを受け止めた文部科学省は、2018年にそれまで行っていなかった登下校の際に使わない教科書やノート・副教材などを学校に置いておくこと、いわゆる「置き勉」を認めた通達「児童生徒の携行品に係る配慮について」を自治体に送りました。

その時は、各自治体が少しでも登下校時の持ち物を減らすように工夫をし、篠栗町もそれに取り組みましたが、なかなか改善されたとはいいがたく、昨年11月に勢門小学校は「学校保管物品のガイドラインについて」という文書を各家庭に配布いたしました。これによりますと令和元年度から新学習指導要領が全面実施となり、3年以上の年間指導時数が35時間増加した。それにもない全学年で指導内容の充実が図られ、配付された教科書の重量も増加し、携行品が過重になることで児童の身体の健やかな発達への影響を懸念する声も聞かれると記載されております。

実際、保護者から子どもの腰痛などの声も聞かれます。これらを踏まえて、次の質問をおこないます。

1、各学校での現在のランドセルや通学かばんの重量の把握、認識は。

2、「学校保管物品のガイドラインについて」のような取り組みは町内の各学校でなされているのか。

3、今後に向けての対策。

4、「置き勉」はどこまで許容されるのか。

5、GIGAスクールで使用するPC（パソコン）の家庭使用は可能なのか。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま、教材の持ち帰りについてのご質問をいただきました。

項目ごとに答弁をいたします。

1のご質問は、「各学校での現在のランドセルや通学かばんの重量の把握、認識は」とのご質問でございます。

各学校でのランドセルや通学かばんの重量の正確な把握は出来ておりませんが、ランドセルに教科書などの教材を入れると、約4キログラム。体操服や給食エプロンなども合わせると、5キログラム近くまで重くなると一般的に言われております。

ランドセルが重くなってしまうと、バランスを保とうと前傾姿勢をとり、無意識に上を向きがちになって、首を痛め肩こりや腰にも負担がかかり腰痛の原因になることも認識しております。

2のご質問は、「学校保管物品のガイドラインについて、どのような取組は、町内の各学校でなされているのか」との質問でございます。

町内の小学校において、学年に応じた学校に置いて帰って良いものをリストにして、学級だよりなどでお知らせをして負担軽減に努めています。

あわせて、1週間に持ってくるものをあらかじめ家庭に知らせ、数日に分けての持参や、図画工作・習字・体育の学習が同一日に重ならないような時間割の工夫を行うなどの対応は継続して行っています。

また、中学校においては、自主性を尊重し、リストの作成はありませんが、宿題や家庭学習で使用する予定のない教材については、置いて帰ることを認めております。

3のご質問は、「今後に向けての対策」とのご質問でございます。

今後として、小中学校で行われている取組みを継続し、定期的な状況の把握と見直しを行い、負担軽減に努めてまいります。また、文部科学省は2024年度には、デジタル教科書の本格導入の検討を進めていますので、さらに負担軽減につながると考えております。

4のご質問は、「『置き勉』はどこまで許容されるのか」とのご質問でございます。2のご質問で答弁させていただきましたが、小学校については、学年に応じた、学校において帰って良いものをリストにしていますが、その多くは使用頻度が少ないもので、例えば、図画工作・道徳・音楽・書写などに係るものです。宿題や家庭学習に関係することが多い、国語や算数の教科書ノートは持ち帰ります。

また、中学校においても、自主性を尊重し、リストの作成はありませんが、宿題や家庭学習で使用する予定のない教材については、置いて帰ることを認めております。

5の質問は、「GIGAスクールで使用するPCの家庭使用は可能なのか」とのご質問でございます。国のGIGAスクール構想を受け、令和2年度に児童生徒1人1台端末を整備いたしました。

この端末を家庭に持ち帰り、家庭のネットワークに接続しオンラインで使用する場合は、学校で利用しているデジタルドリル教材の使用を、グーグル社の「Meet」を利用した配信事業の受信、インターネット検索、文書作成アプリの「ドキュメント」と、表計算アプリの「スプレッドシート」、プレゼン作成アプリの「スライド」が使用可能です。

家庭へのネットワークに接続しないオフラインで使用する場合は、学校で事前にダウンロードが必要となりますが、文書作成アプリの「ドキュメント」、表計算アプリの「スプレッドシート」、プレゼン作成アプリの「スライド」が使用可能です。

家庭にネットワーク環境がない場合、希望者に対して、利用時の通信料は、家庭の負担になりますが、モバイルルーターの貸出しを行っています。そのほか、無料Wi-Fiが整備されている場所や、スマートフォンの通信回線を利用するいわゆる「テザリング」でネットワークに接続することも可能でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 教育長の答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 教育長も、この勢門小学校のガイドラインを見られたと思うんですけども、ここに、低学年とか、保管するものといろいろあります。算数ボックスとか粘土・クレパス・カスタネットとかいうのは分かるんですけども、この中で探検バックってあるんですよ、低学年と中学年、大きいものだったら邪魔になると思うので、どんなものでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 学校教育課長の田中でございます。

先ほどの探検バックはどういうものなのか、ということになりますが、A4が差し込める画板がありますが、その裏に簡易的なバックが一体になったものがございます。校外活動によく使用するもので、A4画板に紙を挟み込んで、実際に外で活動するとき書き込みが出来て、後ろにも収納できるという、探検バックというものがございます。リュックサックになったり肩かけになったりしているものがございますので、そういうものを探検バックと申しております。



以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 答弁の中に、ランドセルは4キログラムと体操服なども含めると5キログラムとありました。

ちょっと調べたんですけども、1年生の平均体重が20キログラムと、大人にすればこの6キログラムで換算すると、灯油缶をからうようなものだと、非常に重たくて。やっぱり、そのランドセルがとか、今の探検バックとか持つと、答弁にありましたように、このバランスを保とうとして前傾姿勢になると、そしたら肩こりや腰も悪くなるとあります。

先日、テレビを見ていましたら、登山の際に重たいリュックをからう場合に、どうすればいいかという場合に、物の詰め方とか背負い方、これによって全くその体感が違ってくると、腰にも負担が軽くなるということがありました。

だから、そういうことを、例えばいろいろ教えていっても、高学年とか中学年はいいんですけども、低学年の小学校1年生の2年生の皆さんは、ちょっとわかりにくいと思うんですよね。

だから、例えば、授業参観などで、親子で、例えば重さを体験するとかいうのを体験しながら体感していく、といったことも有効だと考えられますが、そういうこともできるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいまの再質問につきましてお答えいたします。

先ほど私の答弁は、どちらかと言いますと、重さを外的環境の中から軽減するという観点で申しました。

今の田辺議員の再質問の中でお話しいただきました、登山リュックなどの考え方を利用したバランスのとり方等の考えを推し示す、子どもたちにそれを体験させ、考えさせる。これは非常に、まずもって内的な環境としての軽減に非常につながるというふうに思います。

さらに、このことは教材として、なぜ軽くなるのか、軽く感じるのか。そして、その原理を考えるとところに教材としての意味もありますし、非認知能力を高めることにもつながるといふふうに思いますので、非常にこの件を子どもたちに提示したり、または保護者と一緒に家庭で考えたりすることは重要だといふふうに認識しますので、ぜひこのことについては各小学校また家庭のほうにも提示したいといふふ

うに思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問。

どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） はい、前向きなご答弁ありがとうございました。

ぜひともよろしく申し上げます。

5番目のパソコンの家庭使用の件ですけれども、ちょっと私は質問の仕方が悪かったかなと思って、趣旨がですね、これ端末を家庭に持ち帰るのであれば、かえって重たくなって、あんなもの持って帰るなってなるもので、私が家庭で使えるか、と言ったのは、自宅の個人所有のパソコンそれとかスマホなんかで、学校で今個人個人に配布されているIDやパスワードを使って、学校で使用している、この間全部Chromeに変えましたけど、学校で使ってるChromebookと同じような環境で配信授業の受信などができるのかということを知りたかったんですが、この点はどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 答弁させていただきます。

まず、ご家庭にWi-Fi環境が大条件になるんですけれども、要は個人でお持ちのパソコンがGIGAスクールパソコンのように使えるか、というご質問になると思います。これは家庭にWi-Fi環境が繋がっておれば、「Google Chrome」、ウェブ閲覧をできるソフトがあるんですが、「Google Chrome」というウェブ閲覧をできるソフトを入れてさえいけば、実際に個人でお持ちのパソコンやタブレットを使って、GIGAパソコンで実際配布している、1人1台パソコンのように使うことが可能でございます。ただ、せっかく整備させていただいているので、ぜひ1人1台パソコンを使っていただきたいというところが、私の願いでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） そこで問題なのが、端末のモバイルルーターはあるけど、その使用状況、何台あって貸出しみたいな、ない方、どのぐらいの数あるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） モバイルルーターの貸出し数でございますが、小・中学校合わせて全部で145台あります。これは、購入時に学校が行ったWi-Fi環

境の調査報告で、整備が整っていない台数のある割合から、その報告割合から購入させていただいたものなのですが、実際の貸出しは今のところありません。

これがまた、保護者のご家庭の通信費の負担になることとか、その辺の費用の面がありますので、まだ実際の貸出しの実績はございません。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） もう今、実際ないと聞いて、ほかの自治体も、私、みんなに聞いてみると、もうほとんど全国でないと。月に3,000円以上払うんだったら、Wi-Fi付けたほうが安いとかいうのもあるし、やっぱり、何でかな、というのを調べてみると、今の若いお父さんお母さん方、スマホで全部やれるし、わざわざWi-Fiを家に引く必要がない、と。それと今ご答弁があったように、グーグルさえあれば、例えばChromeで、この携帯で授業も見れるわけですよ。だからわざわざ使わなくてもいいと。ならば、そこら辺りを有効活用をしていただきたいと思いますし、これから先、そういうことができるかということもあります。

これまで、篠栗町は教育に関しまして、先ほど言われましたように、幼小中一貫教育、そして勢門小もありましたけど、英語教育の導入。道徳教育の取り組みでもモデル校として、すばらしい成果を出してこられました。私たちも、委員会で見に行かしていただきました。

GIGAスクールも全国的に、今言ったように、家庭学習との連携では、いろんな壁があり、特にWi-Fiの件ですね、なかなかうまく機能しておりませんと。先ほど、2024年度から本格的にデジタル教科書の本格的導入を投入しているとうございました。このデジタル教科書があれば、だいぶ登下校の持ち帰りも減らすことはできると思います。

なかなか、見ていて工夫して、これ以上減らすことは出来ないぐらいまで、ランドセルの持ち物に関してはありますんで、ここを利用して、さらに、この篠栗町の子どもたちのために、先進的な取り組みで、できればこれに対してのモデル校となるように目指していくようなご決意を、教育長にお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ありがとうございます。

このGIGAスクール構想から始まったものにつきましては、今後クラウドを利用して、学校での授業そして家庭での学習、これがつながる形で授業が展開されるというのが、目指しているところでございます。

そのためには、まずもって学校からの発信の設備について、さらに充実を考えていかなければならないかなど。先ほどからお話がありますように、学校から発信が多ければ多いほど家庭ではそれを受信する、そのための設備の充実を図らなきゃいけないと、必要性を家庭のほうも感じてくれば、先ほど言っています、貸出しの少ないWi-Fiにつきましても、ルーターにつきましても、利用しようという家庭もふえてくると思われまして、学習内容についても、今のように家庭と学校が一体となって学習を進めるという形ができると思いますので、両面において発信側そして受信側の施設充実をこれから図りながら、そして、GIGAスクール構想の充実に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 現在、こども家庭庁の設置とか、またこども基本及びその関連法案が、これは議員立法なんですけども、連日国会で、成立のために討議されております。

昨日も、参考人として、教育の先進市である明石市長また三鷹前市長の非常に参考となる言葉が発せられていました。

いよいよ我が国でも、子ども真ん中社会の実現に向けて、ここで言われたことは、市区町村または広域では県、各地方自治体の連携が最も重要なかぎになるという発言がございました。

これも、基本法案が設立した暁には、この篠栗町においても、先ほど三つの目標を教育長が言われましたけども、これに関して、学校教育課や子ども育成課だけではなく、健康課さらに福祉課との連携もどう図っていくかが、子どもを健全に育むために必要になってくると思います。

先ほどの、今言いましたように荒牧議員の答弁もありましたが、今長谷新教育長に大いに期待されます。

よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

一般質問開始から約1時間たっています。

ここで暫時休憩します、10分間、11時10分より開始します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（阿部 寛治） では、再開します。

質問順位5番、岩下勝正議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号1番、岩下勝正でございます。

本日、通告書に記載のとおり2問質問させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

まず1問目になりますが、篠栗校区内の住宅地開発による学童数増加に対するインフラについてお伺いしたいということで、現在、篠栗地区において、住宅地の開発が進んでおります。高田地区100数戸、中町区40数戸、合計150数戸が予定されております。人口増加という点では、大変喜ばしいことでございます。

来年早々に、順次完成していき入居されていく流れになりますが、入居される各世帯にもよりますけれども、国勢調査の統計上、住宅取得年代の平均年齢が38歳から40歳となっております。また、家族構成の子どもの数の平均では、1世帯当たり1.7名となっております。この統計を参考にすると、来年度、小学校中学校に入学あるいは転校生が相当数見込まれます。未就学児に関しては、受入れに対応できる施設数であると考えておりますが、篠栗小中学校の受入れインフラについてどう対応されていくのか。

これに関しまして、以下3点、学校教育担当課長、担当課にお尋ね申します。

1、篠栗小学校、今現在、生徒数450名で18教室、篠栗中学校、生徒数650名21教室となっております。来年度の生徒数増加に対しての、校舎の施設は充当できるのか。

2、各学校の教職員の補充は速やかに対応できるのか。

3、学童増加に伴う通学路の安全面を考慮した、通学ルートの見直し再構築はどうか。

以上3点、お伺いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいま、岩下議員から篠栗地区の住宅開発による学童増加に対するインフラについてのご質問いただきました。

ありがとうございます。

ただいまご質問いただいたように、町内各地域で民間による開発が進められております。今後もその動きが進むと考えられます。開発は計画段階から数年かかるものでございますから、ご指摘のように篠栗町といたしましても学童増加に伴う教育環境整備につきましては万全を期さなければなりません。

今回のご質問の内容については、3項目について学校教育課長から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 学校教育課長の田中でございます。

一つ目のご質問は、「篠栗小学校、生徒数約450名18教室、篠栗中学校、生徒数約650名21教室、来年度の生徒数増加に対しての校舎施設は充当できるのか」とのご質問でございます。

来年度の児童・生徒の人数は、現年度の10月1日を基準日とした児童・生徒の人数調査で、事前に予測します。この児童・生徒数の人数調査のデータを基本として、来年度の学級数の配置計画を行います。児童・生徒数の増加により教室が不足すると予測される場合は、教室の分割や増築工事等の検討も行います。

さらに、同調査を翌年2月1日時点、3月1日時点と繰り返し、より正確な来年度の児童生徒数の人数調査を行い、その都度福岡県教育委員会に報告しております。

翌年2月1日以降の調査方法としましては、新小学2～6年生、新中学1～3年生は、在校生の数をそのまま学年進行させ、さらに学校と町が把握している転入転出や私学への進学などの情報をもとに人数予測を行います。

新小学1年生は、住民登録上の学齢に達する幼児の人数、学校と町が把握している転入転出や私学への進学などの情報をもとに人数予測を行います。

ご質問のように、高田区、中町区の開発や、国勢調査の統計もございますが、今年度も10月1日を基準日とした児童・生徒の人数調査をスタートして、来年度の児童・生徒数の人数を可能な限り正確に予測し、学級数に不足が出ないように早期に対応していきたいと考えております。

二つ目のご質問は、「学校の教員数の補充は速やかに対応できるのか」とのご質問でございます。教職員につきましては、先ほどのご質問での答弁の中で、「来年度の児童・生徒数の人数調査で来年度の学級数の配置計画を行います」と、説明させていただきました。

この学級数をもとに教職員の定数が決定されますが、教職員の確保と配置につき

ましては、福岡県教育委員会が行う業務となっております。

三つ目のご質問は、「学童増加に伴う通学路の安全面を考慮したルートの再構築はどのようなか」とのご質問でございます。

通学路は、各小学校中学校が、生徒の通学の安全を確保するために指定しているルートでございます。ルートの選定方法として、教職員が実際にルートの周辺環境や交通量・危険箇所などを事前に調査し、安全なルートを決めていますので、新たな地域からの通学路のルートに対しましても、同様に周辺環境や交通量、危険箇所などを事前に調査し、安全なルートを決めます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 岩下議員、再質問があったらどうぞ。

○議員（岩下 勝正） はい、答弁ありがとうございました。

しっかりとした対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは2問目に入らせていただきます。

2問目は、地域担当職員（地域サポーター）、この制度の活動状況をお伺いしたいと思います。

篠栗町総合計画の最終年度となりましたが、計画の取り組みの基本目標8に該当する「町民に開かれた行政運営の篠栗町」この方針の中で地域担当職員を配置され、各区においては非常にありがたく高い評価を得ております。

職員の方々には、休日中にもかかわらず、担当部の会議や行事に出席されて誠に心より感謝を申し上げます。

この取り組みの最大評価である、地域のニーズと問題点の把握、また提案や要望等がライン化されることでもあります。細部にわたる町民の意見を把握し、各区における問題点の解決に向け、支援やアドバイスを受けられ町に対しての信頼と安心が生まれていると思います。行政サービスの一環として、町内外に誇れる大変有意義な取り組みであると認識いたしております。

そこでお伺いしたい点は、各区から持ち帰られた様々な情報や問題点、これをどのように共有されているのか、またどのような集約をされているのかをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 岩下議員からの2番目のご質問、地域担当職員（地域サポータ

一) 制度の活動状況等にお答えいたします。

地域担当職員制度につきましては、第6次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」において掲げた重点施策の一つである「町民の思いにこたえる職員づくり」の施策として、令和3年4月から町内全21行政区に係長級職員1名と主査・主事級職員1名の計2名をそれぞれ配置して活動をしております。

私は、任命された職員がこうした取り組みに身を置くことで、篠栗町職員としていかに考え行動するかを学ぶ機会になればと思っているところでございます。

ご質問の詳細につきましては、総務課長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは私から地域担当職員制度につきまして、現在の取り組み状況の説明も含めお答えいたします。

地域担当職員制度は「地域のニーズや問題点の把握」「地域からの提案や課題解決」「連絡体制及び支援体制の構築」情報共有による地域間の取り組みの底上げ」を主な取り組みとして掲げており、令和2年度中に各区長へのニーズアンケートの実施、先進自治体調査等を行った後、令和3年3月の区長会で取り組みの説明を行い、翌年の令和3年4月から活動を開始し、現在2年目を迎えているところでございます。

岩下議員からのご質問にあります「各区から持ち帰られた様々な情報や問題点をどのように共有されているのか、また、どのような集約をされているのか」ということにつきましては、まず総務課を事務局として、地域担当職員による連絡会議を毎月1回、これは、各区の組長会議の翌週に開催を行い、情報の共有を図っております。

町内における山間地・市街地といった地域特性や、加入世帯状況など、様々な中で抱える課題は各区で異なるものでございますが、まずはそれぞれの情報を共有し、地域に対して提供できるものを、適宜検討して対応しているところでございます。

昨年度における具体例といたしましては、コロナ禍における会議等の開催方法や、組合費徴収の有効な取組方法の共有などを行ったほか、開催されたイベントの情報共有なども行いました。また、校区別に、課長補佐級職員の地域担当職員指導員を配置しており、関わり合いの強い校区単位での会議も開催し、今後に向けた活動内容の検討も行っております。

令和3年度におきましては、まずは毎月の組長会議や地域のイベントに参加して、



積極的に地域の方々と関わり合いを持つとともに、区長会において他行政区の活動内容など、参考となる事例の提供を行うことなども予定しておりましたが、コロナ禍による組長会の中止、行政区内のイベント中止などが多く、想定していた活動が出来なかった状況でございました。

そのようなこともあり、昨年度末におきまして、区長及び地域担当職員に対して、本制度の取り組みに関するアンケートを実施し、本年4月に各区長と地域担当職員に制度の趣旨・方向性を改めて周知したところでございます。

総合計画に基づいて一步踏み出したこの地域担当職員制度について、今後さらに良好で、持続可能な地域づくりを進めるために、地域イベントなどにも積極的に参加し、コミュニケーションを大切にして地域と町で共同して、よりよい体制整備を行い魅力あるまちづくりができるよう、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか、岩下議員。

○議員（岩下 勝正） はい、ありがとうございます。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位6番、横山和輝議員。

横山議員、一般質問を始める前に議長から一言あります。

横山議員が出されました、質問事項2番ですね、町を助成する団体や法人の事務の内容についての質問が一部見られております。

これについては、別法人格を持った団体でございますので一般質問をすることが出来ません。よって、1から4番については観光協会の業務内容でございますので、私から取消しをいたします。

以上です。

どうぞ、始めてください。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 今、議長から取消しをされましたが、一つお尋ねしてよろしいですか。

私はもうこれはですね、こういった質問しますよ、と通告書に載せて、この通告どおり質問していい、と、それこそ議長のですね承認をもらって、この場にいるわけです。それが今、始まった時点でですね、質問を取消すというやり方ってのは、少し乱暴じゃないでしょうか、と私は思います。

○議長（阿部 寛治） はい、その意見は…。

○議員（横山 和輝） 少なくとも1議員としての権利を奪われるわけですから、それ相応の理由が必要だと思います。

今の理由ではですね、法人なのでそれに対して質問は出来ない、というふうに言われましたが、言ってみれば「篠栗カフェ」、町が補助金を出してですね運営されてるということで、町がですね、それに対して議員がチェック出来ないということはね、私は、その今の理由ではね、納得出来ないところがあります。

それを言われるんでしたら、監査委員も入れないのかということになります。

恐らく監査委員がチェックできると思うんですよ、監査委員ができることを議員がチェック出来ない。果たしてそれが、今の理由で適してるのか、ちょっと私にはわかりませんので、その理由を先に言っていただければと思います。

○議長（阿部 寛治） まず横山議員。

うちの事務局長があなたに「こういう理由で一般質問に該当しませんよ」と、「だからこれについては取下げていただけませんか」という接触はしていると思います。そのあとは、私もきちっと話し合っていますけど、今、横山議員といろいろ話をしますと、どうしても私が年長でございますので、上から言ったらパワハラ的発言になるんじゃないかという意味合いで、この場で、これはちゃんと議会規則第61条1項の規定によって駄目ですよ、ということを行っているはずですから、もうこの場で、私が言わざるを得んな、ということで、「1から4の業務内容については取消しをしますよ」ということを言っているわけでございます。

新しい局長ですけど、今後そういうことについては、全部、局長と協議して、これについては駄目だよ、ということがあれば、局長の口から言うと思います。あと定例会4回ございますので、その場においても、無理なものは無理と私から申し添えます。それが、あなたは、聞いていませんということを、議長から直接聞いていませんということがありましたけど、私は局長から、「もう、それを絶対取下げんということをおっしゃいました」ということですので、局長は、非常に優しいものいいをしますので、私がこの場で「言われても取消しますよ」と、ただ、「発言の文脈がわからなくなるから言いますよ」と、「読んでいただいても結構ですけどその部分は取消しますよ」と、そのほか、執行部が答えるべきものがありますので、それについては答えてくださいということを執行部側には伝えております。

以上です。

いろいろ言われても受け付けませんので、どうぞ。

○議員（横山 和輝） わかりました。

もうそれじゃ1問目から入りたいと思います。

改めて議席番号3番、横山でございます。

通告に従い質問を行います。

最初の質問は3月議会に引き続き、「ニトリ上部に建設中の賃貸用物流倉庫について」の質問を行います。

一つ目の質問ですが、町の許可申請についてお尋ねいたします。

この開発の開発許可申請書が町に提出されたのは、令和2年3月19日、町はこの開発に対して特に支障がないとのコメントを調査副申書に明記したのが、僅か8日後の3月27日です。

当然、事前審査を行い、全容の把握及び調査は行われていたと思われまますので、3項目について確認の質問をいたします。

一つ目は、この開発に伴う排水量の増加分は、全てが下流の極楽溜池に流入することになっておりますが、この溜池の管理者と開発事業者との協議が当然行われたと思われまます。協議の経緯を簡潔に説明してください。

二つ目は、当然両者間で合意があったので開発申請書の提出が行われたと思われまます。そうであるならその合意の内容を説明してください。

三つ目は、開発行為に伴う排水量の増加について、問題視されるのは主に下流河川への負荷の増大だと私は認識しております。そのため調整池をつくるものだと理解しておりますが、審査を行う県は、その点、下流河川への負荷についてのみのチェックしか行っていないと思われまます。

しかし、今回のこの開発においては、年間を通し降雨に伴う排水の全量が、極楽溜池に流入する方式をとっております。つまりこの開発の調整池の役割を、極楽溜池が肩代わりしていると言っても過言ではございません。したがって増大する排水量対策として、ため池のかさ上げや底樋の改修を、町が行う等の話はここから出ているものだと認識しております。その認識で間違いはないかを都市整備課長にお尋ねいたします。

2つ目の質問ですが、この開発における調整池を、ベンタナヒルズ側にも設置する方向で、関係団体との協議が行われていたと聞いています。このことが事実なら、その協議の内容及びその顛末について説明してください。

3つ目の質問ですが、平成19年7月17日付けで、田中区・津波黒区、田中・津波黒地区水害対策委員と篠栗町との間で、田中津波黒地区の浸水対策に関して締結された覚書が、賃貸用物倉庫開発に関する事項を加えるため、この開発申請に対

し、町長はこの副申書へサインした数か月後の令和2年8月27日に更新されておりますが、内容に納得出来ない点があるにしても、締結日が前後しているのはなぜなのか説明してください。また最初の覚書に名を連ねていた田中区長及び田中地区水害対策委員の名前が欠落しておりますが、こんなことで行政として重要な覚書を更新したと言えるのか答えてください。

以上3項目の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 3月議会に引き続きまして、ニトリ上部の建設中の物流倉庫開発についてのご質問をいただきましてありがとうございます。

一般質問は、議長とのいろいろなやりとりがありました。私どもの考えといたしましては、議員の皆様が日頃からお考えになられていること、疑問に思われていることを、本会議の場で質される貴重な機会であることを、行政の立場としてはしっかりわきまえた上で、この1問目の通告書に従って答弁いたしたいと思っております。

まず、今回のご質問にお答えする前に開発許可について触れさせていただきます。開発行為の許可につきましては、県が審査許可を行います。国が示す開発許可制度の運用指針の中に、「開発許可の審査は地域の実情等を勘案して、ある程度、柔軟性のある運用を行うことが望ましいが、その運用に当たっては、開発申請者に必要以上の負担を求めないよう十分配慮すべき」とあります。

議員がご質問されてある主旨として、地元関係者との十分な合意形成がとられていない中での、開発行為者の申請許可が行われている経緯に関してのご質問であると思いますが、審査許可に当たって、県が持つ開発行為の審査基準や、林地開発許可申請の手引きにのっとり、県の担当者とも事前協議の上、適正に判断された内容に基づき、開発申請書が提出されている以上、これを踏まえて受理すべきとの判断に至ったものでございます。

詳細は、都市整備課長から答弁いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、横山議員が、ご質問の1問目の1つ目、溜池の管理者と開発事業者との協議の経緯についてでございますが、開発事業者と、ため池管理者（水利組合）との協議につきましては行われていると思いますが、その経緯などについては、当事者間で行われたものであり、町は把握しておりません。

2番目の合意の内容についての説明を、ということですが、地域としての要望内容に対し、開発行為者側が提示する計画内容に隔たりがあり、最終的な合意形成には至らなかったと受け止めております。

繰り返しになりますが、審査許可に当たりましては、許可権者であります県が持つ開発行為の審査基準や、林地開発許可申請の手引きにのっとり、県の担当者とも、事前協議の上、適正と判断された内容に基づき、開発申請書が提出されています以上、調整が難航していることを理由に、受理を拒むことは出来ないと判断に至ったということですが。

3番目のご質問について、開発行為により、従前の土地の状態から増加した排水量を下流域で問題なく流下できるかを算出し、問題があれば、その対策の一つとして、開発行為地において、調整池をつくり一時的に雨水を貯留し対応するものです。

この点については、議員が理解されておりますとおりでございます。

この開発における排水量の全量が、極楽池に流入すると発言されておりますが、開発行為地の一部の区域は、南側のベンタナヒルズ側に排水されております。

いずれの排水計画につきましても、県の基準にのっとり、算出した内容は、県において審査を受けた結果に基づいており、適正なものであると判断しております。

3月の定例会一般質問でも述べさせていただきましたが、あくまでも開発行為地における範囲での対策でありますので、全体的な流域での対策として行う行為は別ものであると認識しております。ですので、私はそのようには認識しておりません。

2番目の調整池のベンタナヒルズ側の計画と、関係団体への協議についてですが、計画途中の段階では、ベンタナヒルズ側にも調整池を設置する計画がなされ、地元にもそのような説明がなされたことがあったようでございますが、最終的な計画の段階で、開発行為敷地内の排水流域を調整した結果、ベンタナヒルズ側は従来の状態で、排水が可能となる内容に収まったものと説明を受けております。

当然、この計画内容についても県の審査を受けたものでございます。

3番目の、覚書の更新時期につきましても、開発行為により生じた雨水対策と流域における治水対策は別物でありますことから、地元との協議の中で合意した内容に基づき更新がなされております。

従いまして、締結については、協議が整った令和2年8月になっているものでございます。平成19年に締結されました覚書につきましても、当時、この流域にて実施しておりました水害対策としての水路改修工事について、協議を行う際に地元対策委員会が設立されたもので、その中で締結されております。

今回の賃貸用物流倉庫の件につきましては、当該委員会には、田中区長・副区長も入ってありましたが、津波黒区が主体となり協議を行うこととなったため、このような覚書の締結となったものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問があったらどうぞ。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そうですね、まず一つ質問いたします。

県の基準にのっとり、県の許可をとったのでこの開発、何も問題ありませんよ、というふうに聞こえましたが、県の許可をとったのはですね、開発をすることによって、雨量が増えますよね。その流れる先が直接下流に流れるというやり方で県の許可をとってますよね。ただ実際は極楽溜池にも流れていますよね。つまり許可を受けたこと、許可をもらったことと違う方式をとってるわけです。

そして、極楽溜池の管理者にとっては、そこは合意まで至ってないという答弁がありましたけれども、無断使用をしてるわけですよ今、許可内容と違うことをそもそも行っていいのかどうか、あと無断使用してるという状況についてどう思われますか。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい。

まず1点目です、流下する際に1番流下能力が低いところをもって、そのところがネックとなるので、そこで流下できるかどうかということ判断することになります。その流下経路の中に、極楽池があるということになりますが、その部分がネックとはなっていないという形になっております。ですから、計算する内容の中で、流下する流下域の中の断面のところ、1番ネックとなるところを採用しているということですので、その部分について、そこがネックとなっていないという判断になります。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あのですね、ネックになるとかならないとか、そういう問題じゃないと思うんです。そこに流れてるわけですよ。そこに対して無断使用をしてるわけですから、当然そこに流していいですよ、という管理者との合意が必要でしょう。そこに問題なければ勝手に使っていいんですかということですけど、当然合意が必要だと思いますけど、まず合意は取らなかったんですかという質問です。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、今おっしゃっているのは、農業水利権者の方の合意が得られてない、というところのご質問ではないかと思います。

水利、ようは施設の所有者との、都市計画法32条協議というのは、その協議の中でということになりますので、その中で、合意を求めているということで副申をさせていただいているということになります。

要は施設を、流すために、そのための協議書という形で副申を付けているということになります。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと、答弁の内容が、少し理解出来ないところありましたけれども、今、合意の協議書の話をしているんですかね。

今その地権者との話をしているという答弁だったのかな、というふうに聞こえたんですけども、間違っていたら言ってください、後で。開発申請を出しているわけですよ、開発していいと、そして極楽溜池も使えますよ、というのを今、もうあと数か月で完成しますよ。それを、仮申請する前にとるべきものであって、合意書はですね、それを今とっているという意味が私にはよくわからないんですけど、それが、もしかして答弁、私の聞き間違いかもしれませんので、そこを答えてもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 開発行為についての合意を、今取っているんじゃないですかというご質問なんですけども、既にもう都市計画法32条開発行為については、協議の中で、副申書として意見を述べておりますので、そのものは、その時点で述べているという形で進めておりますが、そこと今おっしゃっているのがちょっと相違していると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう少しシンプルに質問いたします。

開発業者側と、地権者の合意はされてるんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 地権者といいますか水路の管理者は、町になります。

それでその内容の流下についての部分も県の基準にのっとって、出されている以上、その部分は同意しているという形で、回答させていただいているということでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 意味がわかりました。

ただ、町が所有していると、所有権は町にあると言いますけれども、水利権はないでしょう。水利権は管理組合、関係団体、そこが持っているはずですので、その水利権を持ってない町が、所有権があるからといって、そこの合意なしにそんなこと進めれないと思うんですけれども、そこはどうですか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○都市整備課長（堀 雅仁） 「そこの合意形成がとれてないからということを経由にいたずらに支援することは出来ないということがあります」ということで回答させていただきます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あと答弁の中でですね、極楽溜池にも入ってますけれども、そんないうほど入ってないですよ、というような答弁に聞こえたわけですよ、今、話の中から言うんです。では、こういったのはどうでしょうか。管理組合がですね、今まで入ってきた水は入れていいよと、ただ増えた量はですね、全部絞ると。全部シャットダウンすると。そう、先日、管理組合の人と話しましたが、そういうことも考えているみたいですので、ですけどそういったことをされても、町としては問題ないですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 恐らく今、ご意見の中で相違している所がかなりあると思います。

開発行為についての部分につきましては、あくまでも、私たちが、開発に対しての許可権者ではありませんので、ある一定のちゃんとした基準にのっとって、県が審査を受けて許可をさせていただきます。そこについては、その部分が適正と認められていたので今開発行為が行われております。

一方、地元の方が求めているらっしゃるのは、大雨が降ったときに、特に現在ですと、線状降水帯とかそういったことによって予測がつかない雨が降ります。過去にも、ここの下流域につきましては、平成11年、平成21年と、大きな災害が起こっております。その中で、実際に被害を受けていらっしゃる方が、そういった事象について、地域として解消を求めているらっしゃいます。

これは、流域についての問題でございますので、それに対しては、町が真摯に対応していくべきというふうに考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。



○議員（横山 和輝）　そうですね、町は許可権者ではないので、そこまで見る必要がない、というような答弁をされましたけど、そうですか。

開発申請を受けて、町がそれを許可を出す上でですよ、実際作ったことによって雨量がどこに行くか、そういったことを何の検証もせずに、ただ書面だけ出されたので書面的に数字が間違っていないということだけで、県に許可申請出すんですか、何の問題もないですよと言って。今までそういうことをされてきたんですか、開発申請においてですね。

周辺の地権者の合意書であったり、協議書、当然ね、付けて出されると思うんですけども、例えばこの件に例外なく、今までそういうことをされてきたんですか。

○議長（阿部 寛治）　はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁）　当然開発行為においては、地元の方々とも円滑な合意形成が図られるように努めていくということ、もしくは紛争がないようにということで、開発の段階で、事前協議の段階でも、そういった指示をさせていただいております。しかしながら、先ほども申しましたとおり、私どもは、開発行為に関する許可申請、これを許可するところではございません。

当然、そういった審査につきましては、県の許可、先ほども申しましたとおり、手引きであったり、林地開発の許可基準、そういったものにのっとり、県がきちり示しております。降水量とかそういった資料をもとに、開発業者側が計算をして、それを、県の担当者のほうともしっかり協議した上で、それで妥当と認められる対策を持った上で、開発行為の許可がおりております。

これに関しては、当然、その内容についても、町が、その中の細かなところを見ることは出来ない部分ありますが、考え方として、こういう形で行われましたということについてはですね、一応検証させていただいております。

○議長（阿部 寛治）　はい、横山議員。

○議員（横山 和輝）　そうですね、確かに開発許可は県が出します。それはわかります。

しかし、今課長が言ってるのはですね、その申請書に対してだけでいいというふうにしか聞こえないわけですよ。

町は、その前にしっかりと申請内容をチェックするというのが、それは義務じゃないですかと、私は思うんですけどもそこは答えてもらわなくて結構です。

そして、その内容をね、町としては何も知らないというふうにおっしゃっていましたが、そうですか。開発申請が始まる前、町も中に入って、協議を行っているじ

やないですか。現に町長がですよ、企業から申請書が提出される直前に、関係者に対してですね、未解決事項は、町の責任として対応すると、そういった旨をね、そういうことを地元の関係の水利組合の方にね、説明してるじゃないですか。

これはね大きな問題だと思いますよ。そこまでしておいて町は何も知らないと言えませんか。

これが一体どういうことなのかは説明してもらいたいと思います。

ただ、まるで企業がやらなければならないということですね、町は肩代わりするというふうにはしか見えないわけです。

先ほど、ベントナヒルズ側の調整池を、開発業者がね、建てるということは、協議がうまくいかなくて、実際つくってないですけども、実際は、それにかわるもの、それをね、企業が対応してね、出してこないといけないんじゃないんですかと。

そこにためるはずだった水は一体どこに行っているんですか。

一つはベントナヒルズ側に垂れ流ししているような感じの答弁をされてましたけれども、もう片方は少なくとも極楽溜池に入りますよね。ここまで、町が対応しておきながら、知らないっていうのは、私は、非常におかしいと思いますけど、その点弁明があれば、教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 先ほどから、都市整備課長とのやりとりを聞いておりますと、双方で少し、考え方といいますか理解の仕方の違いがあると思いますので、私から私の思うところをちょっと述べますけれども、開発における許可というのは当然のことながら県が出します。私どももその許可が出されるものにつきましては、私どももそれについては同意していくわけでございますが、先ほど都市整備課長が申し上げましたのは、極楽溜池の下流域の方々の心配、これは、今度の建設中の物流倉庫についてのことだけではございませんで、流域が線状降水帯等によって、大雨が降った場合、この一つの要因として、今度、物流倉庫も出来たことがありますけれども、全体として心配があるから何とかならんだろうか、という相談を受けて、それについて私どもは、ちょっとかさ上げもしましょう、いずれ下流域に流れる水量についても管を太くしましょう、そういうことを実際雨が心配なような状況であれば、一つ一つ解決していきましょうということを申し上げておきまして、開発のことと流域の心配な雨の状況のことが混同されてお話しになられているような気がどうもしてならないわけでございまして、この辺のところはちょっと議論がかみ合わないままになってしまうと思いますので、それについてはまた、機会を設けて、ご

説明を申し上げたほうがよろしいんじゃないかというふうに思うわけでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今話を聞きますと、答弁を聞きますと、開発は関係ないんだと、ただこれからの災害に向けて、何ていうんでしょうか、改良工事をしていかないといけないというふうにも聞こえるわけです。

すごく曖昧なんですよね。

○町長（三浦 正） 関係ないとは一言も言ってないでしょう。

ちょっと訂正していただけませんか。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 訂正は構いません、私はそう聞こえただけです。

いや、そこがですね、答弁が曖昧なんです。

開発も必要だと思うし、これから先の災害に向けてと、すごくどっちつかずの答弁をされているわけですよね。非常にわかりづらい。

仮に開発は関係ないというのであればですね、災害に向けての何か改良工事を行わないといけないというのであれば、まず基準がありますよね、ある程度、その基準に今のとってないと。なぜしないといけないというふうにも聞こえますし、開発ありきであれば、それは、当然開発業者が開発する上で、雨量がふえてそこを使うというのであれば、何かしら開発業者が対応しないといけないと思ってますし、答弁を聞くかぎりでは非常にわかりづらいと思います。

ただもうこれはもう答えてもらわなくて結構です。もう恐らく、話は進まないでしょうから。

これ質問、1問目は終わりますが、非常に納得出来ないところもありますので、私はもうこれからですね、当然許可を出した県の担当部署に話を聞きに行きますし、そして雨量が、極楽溜池で入ってくるから大したことないというような答弁にも聞こえましたけれども、私はあそこはですね大雨が今たまたま大雨が続いてないからですけども、大雨が続いたら、あそこはあふれると思ってます。

特にこれから梅雨時期ですので、非常に心配もしております。

そうなれば人命にもかかわるわけですから、私は、然るべきところに行って相談して、然るべき措置を、これに対してとっていきたいと思います、その旨を申し上げて次の質問に行きたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、では次の質問に移りますが、取り消されたため、そうですね、だいぶん文書、つながらないかもしれませんがもご了承ください。

次の質問は、役場前のカフェ「339 Re」の設置目的と実態についてです。

昨年末、役場前に開設された「339 Re」の設置目的及び具体策についてさらに現在までの運営実態等について質問を行います。

1 から 4 からは答えないと言われましたので省きます。

5 つ目から、話をします。

公園にこの施設を建設するには福岡県の許可が必要だったと思いますが、その手続は済ませていますか。

その次の質問は、このカフェは観光の拠点にするとのことですが、観光の拠点は駅前の観光協会の案内所ではなかったのでしょうか。

以上答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

はい、町長。

執行部が答えられるところは答えて結構ですよ。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 横山議員の「役場前のカフェ『339 Re』の設置目的と実態について」ということで、一部項目が少なくなりましたが、ご質問がございました各項目の答弁は、産業観光課長からいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） それでは私のほうから、5 点目と、6 点目について、お答えいたします。

建設に当たり福岡県の許可が必要ではないか、とのことですが、建築確認申請につきましては令和 3 年 3 月 2 9 日に行い、令和 3 年 4 月 9 日付けで確認済証が、飲食店営業許可については令和 3 年 1 0 月 1 9 日に許可がおりたと、篠栗町観光協会から報告を受けております。

最後に 6 点目の観光の拠点は、駅前の観光協会の案内所ではないか、とのご質問についてですが、J R 篠栗駅前の観光案内所につきましては、観光交流拠点「339 Re」の開設によりまして、現在は主に、観光協会の事務所として機能しております。

駅前という立地でもあり、J R 利用の来訪者への観光案内や各種ツアーの申込みや受け付けなども引き続き行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問があったらどうぞ。

○議員（横山 和輝） あまり質問することはないですけども、そうですね、県の許可はちゃんととられてると思いますけれども、情報開示すればですね、その一式というのは、当然出してもらえますか。

その許可申請に当たっての一式ですね、情報開示すれば当然出してもらえますか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○産業観光課長（松熊 大） 申請者が観光協会でございますので、町の文書としては、存在しておりませんので、情報開示の対象とはなりません。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと質問するところが大分ないからですね、一つだけ質問をいたします。ただ、答えれるかどうかは、そこは任せます。そもそもこのカフェを建設するという発想をしたのは一体誰なんでしょうか、ということですね。これは、答えたら答えてもらいたいですけれども、実際この町は貴重な補助金を出して、カフェをするぞというふうに、どのぐらい期間かけたかわかりませんが、吟味したと思われま。

今の現状をですね、その収支とかそういうことは答えてもらわなくて結構ですので、今のこの現状は計画どおりなのか、それとも理想と現実の中でギャップがあったのかどうか、そこだけ教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長から。

○町長（三浦 正） せっかくですから、答弁いたしますが、この「339 Re」の設置について構想が出されましたのは、観光協会からでございます。

これについては新しい観光拠点を目指そうということで、現在も「339 Re」という拠点をもとに、こういうことは出来ないだろうか、ああいうことは出来ないだろうかということで、1番最初、建設に当たっては、理事会の中で委員会が出来て、ずっとこういうものをつくっていかうという案が練られました。そのあと、完成した後の理事会におきまして、出来たから、もうこの会で検討しなくていいのかというご意見が出されまして、その理事会の中で、この運営に関する検討委員会はまだ引き続き設けられまして、それに基づいて今後についても、観光拠点のうまい利用の仕方、求められる利用の仕方を、今理事会のメンバー、主たるメンバーそれから、三役の間で検討されている途中でございます。

○議長（阿部 寛治） ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 私の質問は、現状が、この計画どおりに、今進んでると思いますかと。今、思い描いたとおりにいっていますかと。それとも何かしら。ちょっと違ったところがあってうまくいってないところもあるのかどうかそこを聞いたかったんですけれども。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 求められるところは、まだいろいろ工夫があろうかと思imasuので、うまくいっている、いっていない、という判断の仕方は間違ってるんじゃないかと、今はつくり上げて、いろんなサイネージをつくったり、観光協会のほうで工夫しながら、やってらっしゃいます。それについてまた、私どもも私も理事会のメンバーの1人でございますから、これについてはもっとこういうことをしていこうというようなことを、提案できる場があれば提案していきたいと思imasuし、それにはこういうものをつくったらどうかというような建設的なご意見をいただくのであれば、それを持ち帰って、私が理事会のほうで報告したいと思imasuが。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） 以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） 12時15分まで行ってもいいんですが、中途半端になりますので、ここで、昼休みにしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位7番、栗須信治議員。

○議員（栗須 信治） あと2人でございます、どうぞよろしくお願ひします。

議席番号7番、栗須信治でございます。

若年層の低投票率対策について質問いたします。

来月7月10日に投開票予定の参議院選挙も目前に迫っております。

さて、昨年10月に行われました衆議院選挙では、国政選挙でありながら、投票率は、55.93%で、戦後3番目に低かったようです。投票率が最も低かった20歳代では、36.50%だったのに対し、最も高かった60歳代では71.43%と、約2倍の開きがありました。ほかの世代に比べ、若年層の選挙の投票率が低いことが、顕著になっており、特に20代の投票率は、毎回、全世代を下回っており

ます。これは、今に始まったことではなく、以前からも同じような現象が続いております。

しかし、少子高齢化社会が進む中で、投票数で見ると、若年層とその他の世代の格差は、大きく広がっており、若年層が抱える問題や意見が政治に反映されにくい状況になっていると指摘されております。

多種多様な世代から様々な声を受け止め、政策に反映させるために、若年層の選挙への参加を促すような環境づくりが必要であり、若年層の投票の上昇こそが、全体の投票率の底上げになるものと考え、以下の事項について質問いたします。

1点目、現在の若年層の低投票率に関し、どのように認識され、問題があると考えておられるのかお伺いします。

2点目は、若年層の投票率を上げるため、どのような取り組みが必要だと認識されているのか。

3点目、若年層の投票率が低いことにより及ぼす政策的な意思決定の影響についてどのように考えておられるのか。

4点目、公職選挙法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が高まっております。

主権者教育は、高校で始めるよりも、義務教育段階で、選挙などの基本的な政治学習が必要だという指摘がありますが、教育長の見解を伺います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、どうぞ。

○住民課長（有隅 哲哉） 「若年層の低投票率対策は」についてお答えいたします。

一つ目の御質問は「現在の若年層の低投票率に関し、どのように認識され、問題があると考えているか」との御質問でございます。

まず、篠栗町の令和3年10月の衆議院議員総選挙投票率については、投票率が53.23%で、20歳代の投票率は33.40%となっており、また、前回、平成31年4月の篠栗町町議会議員選挙においては、全体の投票率が44.52%で、20歳代の投票率は22.57%となっており、いずれも、ほかの世代に比較して低い投票率となっております。

このことは、他自治体においても同様で、20歳代の投票率が最も低く、年代が上がるにつれて、投票率が上がっていく傾向にあり、若年層の投票率の向上は、全ての選挙管理委員会において共通した課題であると認識しております。

また、前回の町議会議員選挙では、投票率が44.52%となり、初めて50%を下回り、若年層に限らず全般に投票率が低くなっており、憂慮すべき問題であると考えております。

二つ目の御質問は「若年層の投票率を上げるため、どのような取り組みが必要だと認識されているか」との御質問でございます。

篠栗町選挙管理委員会では、毎年、公益財団法人明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会が共催する、小学生から高校生を対象とした、明るい選挙を呼びかけるポスターコンクールへの応募作品を、町内小・中学校を通して募集しております。

入選作品は、選挙啓発のポスターに活用するなどの選挙啓発の大きな一翼をになっており、参加した生徒さんからも好評を得ております。

この取り組みは、例年の取り組みではありますが、学校生活では、余り意識することのない、選挙について考えてもらえるいい機会として、また、同年代の目にとまりやすい貴重な啓発手段の一つとして、当委員会では、特に重視しており、もっと多くの生徒さんに応募していただけるよう、力を入れていきたいと考えております。

若年層の投票率を向上させるための特効薬はございません。子どもの頃から、様々な機会を通して、選挙や政治を身近に感じる経験を積み重ねることが重要であり、その経験が、選挙や、政治への関心を高め、将来の投票に結びつくものと考えております。

今後とも、他自治体の取り組みなどの情報収集を行いながら、県の選挙管理委員会や篠栗町明るい選挙推進協議会、教育委員会などとも連携し、選挙啓発に努めてまいります。

三つ目の御質問は「若年層の投票率が低いことにより及ぼす政策的な意思決定への影響についてどのように考えているか」との御質問でございます。

議員の御質問の中にあります通り、若年層の投票率が低いことは、若年層が抱える問題や意見が政治に反映されにくくなりますので、危惧しておりますし、そうならないためにも、教育委員会と連携し、投票率の低い若年層に届くような有効な選挙啓発を模索してまいります。

4番目の御質問については、教育長から答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 御質問ありがとうございます。



義務教育段階で選挙など基本的な政治学習が必要だ、という指摘に対する私の見解の御質問でございます。

御存じのとおり、平成28年6月19日後に初めて行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することになりました。

義務教育段階において求められる主権者教育は、よりよい集団生活を行うための課題を発見する力、その課題に対する解決策を、多様な意見を整理し、議論を交わしながら、折り合いをつける中で、納得解を見いだす合意形成の力。それぞれの発達段階に応じた社会と関わる力とされております。

そのための手だてとして、一つは、学校教育における社会科学習指導による政治の仕組みと考え方の学習です。また、児童会活動や生徒会活動、学校行事や学級会活動を通して、合意形成力の体験的な習得です。

二つに、社会の構成員として自覚することで、学校教育における総合的な学習の時間や校外活動、学校ボランティアとのかかわりの中で育ちます。さらに、地域の子ども会や地域行事への参加によって、体得いたします。

三つに、地域社会によって、安定した家庭生活が成り立っていることを、家庭で自覚させることです。これらの主権者教育がより充実し、実行されるために、各小中学校には、18歳に成人年齢が引下げられ、選挙権も有するようになったことを意識した指導を行うように、指示しております。

また、社会教育団体への啓発や、さらに、家庭教育の充実に向けて支援していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

○議員（栗須 信治） ただいま、答弁をいただきましたので、再質問はございません。

これで質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

何でしょうか。

○議員（荒牧 泰範） 篠栗町長は、何ていうんでしょう、職員の資質を上げるために、答弁を課長にいたさせるということをやっていらっしゃるんですが、本来、その意思決定者、執行部であれば町長、教育委員会であれば教育委員長、過去においては農業委員長ということもたしかあったと思うんですが。

これ、質問者が答弁者に、選挙管理委員会を名指ししてこられていた、これは、選挙管理委員長の出席を求めなくては、この場で選挙管理委員会のことを、事務局に、もし、再質問があった場合に、答えようがないと思うんですよ。

いかが思われますかね。

○議長（阿部 寛治） 私も見ても、住民課長が何で、と思ったら、選挙管理委員会として答えようばいな、ということ、今、理解しました。

ただ、選挙管理委員長まで、今まで、及ぼしたことがありますかね。

何ていいようですか。

○議員（荒牧 泰範） 及ぼす及ぼさないではなくて、これが適当でないとなれば、前もって、議員と先ほど話じゃなくて、話し合うべきで、あくまでも教育委員会に答弁を求めるとしたら、その教育委員会の意思の代表権者がここに来ていただくべきと私は思うんですが、その取扱いはどう思われますか、というのをお尋ねしてるんです。

○議長（阿部 寛治） 後で、検討して、答えましょう。

先に進みます。

質問順位 8 番、古屋宏治議員。

○議員（古屋 宏治） 最後になりますので、よろしくお願いいたします。

議席番号 5 番、古屋宏治でございます。

本日は、火災時の初期消火（消火栓）の対応について質問させていただきます。

先日、5月29日、篠栗町と須恵町がメイン会場となり、大規模な福岡県総合防災訓練が実施されました。多くの人の命を守る、迅速かつ的確に行われた、大変有意義なすばらしい訓練であったと思います。御協力いただいた、役場の職員の皆様、消防団の皆様、お疲れさまでした。また、ありがとうございました。

さて、最近では、4月19日未明に発生した北九州市旦過市場の大規模火災で、市場一帯1,600平方メートルが焼け、40店舗以上が被災され、1か月以上たった今でも、撤去費用は集まったものの瓦礫の処理が進んでないようでございます。

このような大規模火災を未然に防ぐには、燃え広がる前の初期消火が最も肝心で、火災が発生した場合、素早く的確な消火が要求されます。

粕屋南部消防本部の方にお聞きすると、篠栗町は119番通報の後、福岡都市圏消防共同指令センターから、粕屋南部消防本部、中部消防署に指令が行き、出動の指令の後、火災現場到着まで平均8分だそうです。出動途中で、現場の煙や状況を判断し、町の消防団への出動依頼をかけるの事を聞き、その10数分間に行

う初期消火が重要であるものと考えました。

全国の市町村の間で期待されているのが、消火器や消火栓を使った、地域住民による初期の消火であると思います。消火栓は公道に設置され、消防署員、消防団員が火災現場に到着するまでの間に、地域住民や自主防災組織の方が、初期の消火活動に使用するもので、早いうちに圧倒的な水量で消火ができれば、ほとんど火災は抑えられます。火災発生の火元の小さいうちに、火元の近くにいる人によって、初期消火ができることで、火災による被害を大幅に削減できると言われております。

篠栗町の防災マップには、消火栓の位置、消火器の取扱いは掲載されてありますが、残念なことに、消火栓の取り扱いには触れていません。消火器やぬらしたタオルで消火できることが1番であります、なかなか火は消えません。また、正しい消火栓の取り扱いを知らずに、消火栓を急に開閉すると、ウォーターハンマー現象が発生すると言われております。初期消火とは、火災による被害を最小限に食い止めるための消火活動のことで、初期消火が可能なのは、天井に火が回るまでと言われております。

先ほども申しましたが、初期消火の対策として、火災現場の近くにいる方の、消火栓使用が有効と考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1、町内の消火栓の数は。

2、町全体での消火栓の数は足りているのか。

また、その設置基準は。

3、ボックスには、消火栓、ホース格納箱、何も書かれてないものとばらばらであるが正式名称は。また、統一されては。

4、消火栓、消火ボックスは、年に何回どのような点検をされてあるのか。

5、ボックスの中には何が入っているのか。

6、消火栓とボックスの位置が分かるよう矢印をつけては。また、管理の面からも、番号をつけては。

7、消火栓の使用方法についての周知は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 古屋議員から「初期消火（消火栓）の対応は」との御質問いただきました、どうもありがとうございます。

先ほどの御質問の中で、大人げないやりとりをいたしまして、大変失礼しました。反省しております。

御質問の前段を、まず私のほうからお話し申し上げます。

火災発生時の被害を最小限に抑えるためには、議員御指摘のとおり迅速な初期消火が非常に重要となっております。消防署や消防団においても、1分1秒でも早く消火活動を開始できるよう、日々の訓練を重ねているところでございます。

そうは言いながらも、出火から火災現場に到着するまでには、一定程度の時間が必要であり、消防車両の到着までの間、地域住民が初期消火を行うことは、延焼や火災被害を最小限に抑えるため非常に有効な方法であると考えております。

初期消火につきましては、家庭の水道水や消火器などを使用することが多いと思いますが、ごく初期段階の火災に対してしか対応出来ないのが現状でございます。それに対して、消火栓は、より多くの水量を使用出来、火元とある程度の距離を保ちながら、安全に消火活動を行うことが出来ます。しかしながら、その操作を行うには、複数人が必要であることに加え、消火活動に対する知識や訓練が不可欠でございます。

以上の点を踏まえて、御質問に対しては、順に総務課長から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明弘） それでは、古屋議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の質問の「町内の消火栓の数は」についてですが、現在、町内には、水道給水区域に344基の消火栓が設置されております。

次に二つ目の質問の「町全体での消火栓の数が足りているのか。また、設置の基準は」についてでございますが、消火栓の設置については、消防法及び水道法により、水道事業者である町が設置することとなっております。

その設置基準は、昭和39年、消防庁告示の消防水利の基準により、防火対象物から消火栓、防火水槽、プール、河川、池などの消防水利に至る距離が定められており、商業地等では、100メートル以下、市街地等では120メートル以下、その他の地域では140メートル以下となっております、いずれの地域でも消防水利の設置基準を充足いたしております。

三つ目の質問の「ボックスには消火栓ホース格納箱、何も書かれていないものと、ばらばらであるが、正式名称は。また、統一しては」についてでございますが、ボックスには、全国的に決められた統一した名称がないため、購入時期や購入先によ

りまして、箱に記載してある文言にばらつきが生じている状態でございます。

今後は町で統一した名称を定め、ボックスの新設や更新時に、その名称を記載するとともに、既設で書かれていないものについても順次記載を行い、表記の統一化を図っていきたいと考えております。

四つ目の質問の「消火栓ボックスは、年に何回、どのような点検をされているのか」についてでございますが、篠栗町消火栓使用並びに初期消火器具取扱規程第2条に「初期消火器具の管理は、それぞれ区長がこれを行う」となっております。

消防団各班が、行政区と協力しながら、担当区域内の消火栓や自然水利等の水利点検を、定期的実施している中で、ボックスの点検もあわせて行っております。

各班の活動状況により回数の差異はありますが、2～3か月に1回程度の点検を実施し、不具合があれば町にも報告されております。

五つ目の質問の「ボックスの中には何が入っているのか」については、コースが2本から3本、消火栓から立ち上げるためのスタンドパイプ、筒先、消火栓の蓋及びバルブの開閉器具が入っております。点検により、器具に不備や不具合がある場合は随時補充及び交換を行っております。

六つ目の質問の「消火栓とボックスの位置が分かるように矢印をつけては。また、管理の面から番号をつけては」につきまして、消火栓とボックスは、すぐ近くにあり、わかりやすい場所に原則設置をいたしております。しかし相互の位置がわかりにくい場所に設置しているものもあり、そこについては位置関係がわかりやすいように、矢印等をつけることは有効であると考えます。

消火栓は道路上にあり、矢印の表記が難しい場合もあるため、ボックスへの表記方法を検討し、火災時でもわかりやすいものを設置したいと思っております。また、ボックスの番号については、町全体の通し番号や行政区ごとの番号など、管理しやすい方法でボックスに付番を行ってまいりたいと思っております。

七つ目の質問の「消火栓の使用方法についての周知は」につきまして、篠栗町消火栓使用並びに初期消火器具取扱規程第5条により、初期消火器具の操作及び訓練は消防署員及び担当消防分団がこれに当たるとなっております。

消火栓は水道管に直結しているため、水圧が高く、道路上の重い鉄ぶたをあける必要もあるため、危険を伴い、使用経験がない地域住民の方が使用するためには、消防団員等による操作の講習が必要です。

地域の行事や防災訓練の際に、消火栓の講習を行っている区もありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年、地域の行事や訓練自体がほとんどなく、

講習も出来ていない状況でございます。

現在、コロナの感染状況が落ちつきつつありますので、行政区や自主防災組織等に対して、消防団から積極的に呼びかけを行い、消防署にも協力を仰ぎながら、火災の被害を最小限に抑えるため、より多くの人々が、火災の初期消火時に消火栓を使用できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問、ございますか。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

質問の二つ目の答弁の中で、消防法及び水道法により、ということで消防水利の基準により、防火対象物から消火栓、防火水槽、プール、河川、池等の消防水利に至るまでの距離が、100メートル、120メートル、140メートルということでございますけども、この防火水槽、それからプール、河川、池につきましては、消防車が到着してから利用できるものであると、バケツリレーとかをすれば使えるんでしょうけど、消防車が到着するまでの10分間の間にその地域の住民の方が、気がつかれた方が、消火をするという意味でも、この100メートル、120メートル以外に、消火栓がないところがあるんですけど、こういう、プールとか河川の近くにあるところにはないんでしょうけど、そういうところに、例えば消火栓ボックスを置いて、その中に消火器を3本でも4本でも5本でも入れていただいで、本数は別なんですけど、火元の近くにいる方が、火事だとわかったときに、初期消火ができるような対応、そういうものを、消火器などを置いてもらうことによって、地域の方は安心されるんじゃないかなと思いますけれども、そういうことは難しいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明弘） これまで、町では、法令等で設置が義務づけられている集合住宅等以外で、消火器を屋外に置いている事例はございませんが、関東地区の、比較的地震が多くて、震災のときに、消防自動車等が到着しにくいといったことで、屋外消火器を設置されてある自治体というのは、幾つかございます。

どういった設置基準を設けられて、管理等どのようにされてあるかについて調査いたしまして、議員の言われるようなことは、非常に初期消火につきましては重要なことだろうと思っておりますので、検討したいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） それこそ消火栓がない地域の方なんですけど、消火栓から、ホースが2本3本あったら、これは20メートルとか、40メートル、60メートルという距離以外の方から「うちはどうやって消すとね」というようなことがありましたので、出来ましたら、ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

それと、三つ目のボックスの件なんですけど、大変色あわせてるもの多くて、下地が出てきているものとか、落書きされているものとかが多うございますので、そちらの色塗りのほうも、ぜひ早めにお願ひしたいと思います。

それから、七つ目の周知の件ですけども、実は5月の尾仲区の代表組長会の中で、防災についての会議がございました。その中で区長さんのほうから、消火栓の取り扱いを御存じの方、ということでお聞きされましたけれども、消防団経験のある方以外、20数名いらっしゃいましたけども、その中で5名だけが消防団経験者で、それ以外の方はどなたも消火栓の取り扱いについては御存じありませんでした。尾仲だけかなと思って、いろんな行政区の方に聞くと、皆さんやはり、消火栓については、取扱いは御存じじゃないということと、ボックスの中に、だいたい何が入っているかというのを御存じじゃない。それから、消火栓については消防署員、消防団員じゃないと扱ったらいけないんじゃないか、というような考えを持っている方がたくさんでございました。

先ほど課長が、行政区や自主防災組織等に対して、消防団から積極的に呼びかけるということでもございましたけども、初期消火器具取扱規程第2条に「初期消火器具の管理はそれぞれ区長が行う」ということでもございますので、ぜひ区長会のほうに投げかけていただいて、区長会のほうから、消防団のほうにお願ひするなりというように、まずは区長会のほうに投げかけていただくということは、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（田村 明弘） 古屋議員御提案のとおり、区長会のほうに投げかけまして、先ほど答弁の中でも申しましたけれども、過去は、やはり行政区ですとか、イベントの中で、消火器の使用法ですとか、消火栓の使い方も講習を行っていたということもございますので、ぜひとも、今後もそういったことで、お話はちょっと変わりますけれども、消防団員の加入者が非常に減っておりますので、地域の皆様方に、消防団員の活動が見える、ということが非常に大事だろうと思いますので、団員勧誘、また団の活動のPRということも兼ねて、そういった初期消火の講習会を、ぜひとも団のほうに要請してやっていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） ぜひ、お願いします。

消火栓につきましては、消防団員の方も、年に数回点検されているということで、消火栓をつくるのにも、この344基ですかね、大変な費用かかっていると思います。宝の持ちぐされになることが1番なんですけれども、いつ、何どき、火災が発生するかわかりませんので、町民の皆様への周知を早急にしていただきたいということをお願いしまして、終わります。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午後 1時33分